



棚田サミット
Takashima

10月1日(土)～2日(日) 第27回全国棚田(千枚田)サミット

が高島市で開催されます！

全国棚田サミットとは、中山間地域の緊急かつ重要な課題である担い手不足や耕作放棄などの解決に向け議論することなどを主な目的として開催されており、今回で27回目です。

10月1日(土)～2日(日)の日程で、滋賀県で初めてのサミットが高島市で開催されます。



畑の棚田



■テーマ

棚田をつなぐ人のかけ橋
～びわ湖を育む清流の輪～

■参加費用

3,000円/人 ※その他の費用については、申込要項でご確認ください。

■募集期間

7月1日(金)～8月1日(月)

■申込方法

申込要項をご確認のうえ、web・メール・FAXでお申し込みください。(申込要項および申込書は、農村整備課窓口と各支所で配布。市のホームページからもダウンロードできます。)



■動画で棚田の情報を発信中！

当サミットと棚田地域に関心を持っているだけのように、そこで暮らす方々の生活や取り組み、また、訪れた方々の活動や思いをお聞きし、動画発信しています。ぜひご覧いただき、チャンネル登録とグッドボタンをよろしくお願ひします。



鵜川の棚田



■日程

【1日目】10月1日(土)

時間	内容	場所等
9:00	開場	
9:30	オープニングアトラクション	
10:00	開会式典	高島市民会館
10:30	事例発表	
11:00	基調講演	
12:30	移動・昼食・休憩	高島市民会館
14:00	市の棚田振興PR動画を上映	ガリバーホール
14:30	分科会(4分科会)	藤樹の里文化芸術会館 今津楽コミュニティセンター
16:30	1日目終了	

【2日目】10月2日(日)

時間	内容	場所等
8:30	現地見学会(2コース) 《畑の棚田、鵜川の棚田》 観光エクスカーション(4コース) 《市内の文化、歴史、自然などの見学、散策、体験》	市内各所 ※人数制限有り ※各コース有料 ※詳細は申込要項をご確認ください。
11:30	閉会式典	高島市民会館

農村整備課 ☎(25)8529



Self-Defense Force Festa 50,70 in Shiga Takashima

自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島 開催概要

自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島実行委員会事務局(企画広報課内) ☎(25)8130

5月25日(水)、高島市長が発起人となり、高島市商工会や公益社団法人びわ湖高島観光協会など、17の団体から構成する「自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島実行委員会」が設立されました。この行事は、令和4年に陸上自衛隊今津駐屯地が創立70年、航空自衛隊饗庭野分屯基地が創立50年を迎えるにあたり、合同記念行事を開催し、自衛隊活動に対する市民理解を深めるとともに、市の観光、物産等を通して地域の活性化を図ります。

▼行事名

自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島

▼開催日程

8月7日(日) 9時30分～17時(予定)

▼開催場所

高島市民会館および今津総合運動公園 ほか

▼行事内容(予定)

- 高島市民会館
 - ・記念セレモニー
 - ・音楽祭(陸上自衛隊中部方面音楽隊)
 - ※整理券のご案内はP26をご覧ください。
- 今津総合運動公園
 - ・装備品展示・物産販売店など
- JR近江今津駅前・JRマキノ駅前
 - ・観光PRおよび物産販売店
- 高島市内(上空)
 - ・ブルーインパルス展示飛行(時刻未定)

▼駐車場について

当日は臨時駐車場を分散開放する予定です。

▼主催

自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島実行委員会

※最新情報は市のホームページの特設サイトでご確認ください。



創業スタートアップ応援事業が 始まりました！

市内での創業を推進し、地域の活性化や新たな雇用を創出することを目指し、創業されてから1年以内の方や、これから事業を始められる方に支援を行います。

創業を応援します！
がんばれー！



対象者

- 創業予定または創業日から1年を経過しない者
- 市内に事務所または事業所等を有している者
- 実践創業塾等の受講を修了している者
- ※その他の要件については、市のホームページでご確認ください。



申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 補助対象経費内訳書 など

対象となる経費

- 年度内に実施および支払いを行った次の経費
- 店舗等改修工事費
- 事務所等の外装・内装の改修工事に係る費用
- 店舗等借入費
- 事務所等に係る賃借料
- 設備費
- 機械等の設備の導入に係る費用
- 広告宣伝費
- 販路開拓等に係る広告宣伝に係る費用

補助金額

- 補助対象経費の合計金額の2分の1(上限30万円)
- ※実践創業塾の受講を修了した者は上限額50万円

商工振興課 ☎(25)8514

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します



低所得の子育て世帯の生活を支援するため、新たな給付金の支給を実施します。
ひとり親世帯の方とひとり親世帯以外の方のそれぞれの給付金の概要をお知らせします。

ひとり親世帯の方

支給対象者

- 次の①～③のいずれかに該当する方です。
- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
 - ②公的年金等を受給していて、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方



支給手続き

- ①に該当する方は、申請は不要です。
対象の方には、6月中旬にお知らせを送付しましたので、必ずご確認ください。対象者には6月中旬に給付金を振り込む予定です。
- ②または③に該当する方は、申請が必要です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。
申請の受付期間は7月1日(金)から令和5年2月28日(火)です。

支給額

児童1人当たり 一律 50,000円

☎ 子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

ひとり親世帯以外の方

支給対象者

- 平成16年4月2日以降に生まれた子(特別児童扶養手当受給者は20歳未満の子)を養育している世帯のうち、
- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受けた方で令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
 - ②①以外(主に高校生を養育する方)で、住民税均等割が非課税の方(父母のうち所得が高い方)
 - ③①と②以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月以降の収入が住民税非課税相当になった方



支給手続き

- ①に該当する方は、申請は不要です。
対象の方には、6月中旬にお知らせを送付していますので、必ずご確認ください。対象者には7月中旬に給付金を振り込む予定です。
- ②または③に該当する方は、申請が必要です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。
申請の受付期間は7月1日(金)から令和5年2月28日(火)です。

支給額

児童1人当たり 一律 50,000円

☎ 子育て支援課 ☎ (25) 8136

新型コロナウイルスワクチンの 接種についてお知らせします

☎ コロナワクチン対策室 ☎ (25) 8553

4回目の接種が始まっています

新型コロナウイルス4回目接種の対象者は次の方です。対象者によっては事前に手続きが必要です。

▽対象者

- 3回目のワクチン接種から5か月経過した
- ① 60歳以上の方
→手続き不要です。対象者に順次接種券を郵送します。
 - ② 18歳以上60歳未満の方で、基礎疾患のある方や、重症化リスクが高いと医師が認める方
→事前に手続きが必要です。

▽事前手続きについて

②に該当する方で4回目接種を希望される方はコロナワクチン対策室または各支所まで申出書の提出をお願いします。

▽接種券の発行について

申出書を提出いただいた方のうち、3回目の接種を受けてから5か月以上経過した方に対し、4回目接種の接種券と予診票を順次郵送します。
*申出書の提出から接種券発行までに1～2週間程度時間がかかります。



7月は「青少年の非行・被害防止強調月間」です

子どもたちにとって待ちに待った夏休みがやってきます。その一方で自由な時間が増え、気がゆるみがちになり、犯罪やトラブルに巻き込まれやすくなる時期でもあります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちが自宅でインターネットを利用する時間が増え、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。子どもを

守るためにペアレンタルコントロール*を活用しましょう。
子どもや若者については気になる行動がある場合は、ご連絡ください。

※ペアレンタルコントロールとは、子どものスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。



誰にも相談できずに、 ひとりで悩んでいませんか？

学校や友だちのこと、家族のこと、働くこと、将来のことなどで不安や心配、落ち込んだり、イライラしたり、悩んだりしていませんか。ひとりで悩まず相談してください。

■相談時間 月～金曜日 9時～17時
(土日、祝日、年末年始は休み)

■相談方法 面談(来所・訪問)、電話

【相談専用 ☎ (25) 8555】

事前予約で土日、祝日や時間外の相談も可能です。相談は無料。秘密は守られます。

相談内容によって、適切な機関を紹介することがあります。

☎ 子ども・若者支援センターあすくろ高島 ☎ (25) 8556

7月10日(日)

滋賀県知事選挙および
参議院議員通常選挙の投票日です

7月10日(日)に滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙が行われます。

皆さんの意思を政治に反映させる大切な選挙です。大切な1票を無駄にしないよう、忘れず投票しましょう！

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

市役所本庁、マキノ支所、今津老人福祉センター、朽木支所、安曇川ふれあいセンター、高島支所で期日前投票ができます。

投票所の変更

次の投票区は投票所が変更となりますので、ご注意ください。

投票区	変更前	変更後
第21投票所	高島市働く女性の家	高島市民会館
第25投票所	今津北コミュニティセンター	高島市立今津北小学校
第38投票所	朽木村井集会所	朽木大野集会所

市役所本庁の期日前投票は、始まっています！



投票所入場券および選挙公報の配布予定日

入場券は6月24日(金)から28日(日)にかけて、選挙公報は6月29日(日)から7月6日(日)にかけて郵送する予定です。

入場券が届いていない場合など、入場券が手元になくても投票することができますので、投票所にお越しください。

不在者投票

出張等で市外におられる方や長期入院(療養)の方は不在者投票を行うことができます。また、身体の重度な障がいや病気のため、自宅で投票用紙に記入して、郵送で投票する制度もあります。詳しい手続きについては、お問い合わせください。

【市役所本庁】
6月23日(木) 8時30分～20時

【各支所等】
7月2日(土) 8時30分～20時
7月9日(土) 8時30分～20時



問 高島市選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(25)8000

7月1日～7日は、高島市子ども虐待防止推進週間
守れなかった命を見つめて
ストップ!! 児童虐待

平成18年7月5日、市内で当時2歳の幼い命が保護者からの虐待によって奪われる事件が発生しました。このような悲劇を二度と繰り返さないために、市では、7月1日～7日を「子ども虐待防止推進週間」として児童虐待防止を啓発しています。【子どもの安全安心を守るためにできること】をこの週を機に考えてみましょう。

オレンジリボンキャンペーン
～七夕プロジェクト～

期間 7月1日(金)～7日(日)

市役所新館1階ロビー玄関前にてオレンジリボンキャンペーンコーナーを設置します。このコーナーでは、子どもの成長と幸せを願い、七夕笹飾りならびに千羽鶴を作成しています。ご来庁の際はご協力をお願いします。



問 子ども家庭相談課 ☎(25)8517

身体障害者相談員と
知的障害者相談員にご相談ください!

身体に障がいのある方や知的障がいのある方、またその家族を対象に、障がい者福祉に関することや、家庭における養育、生活などに関する相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

▼身体障害者相談員 ※敬称略

氏名	住所・電話番号
金谷 照夫	マキノ町海津 (28)0453
清水 政治	今津町桂 (22)1386
足立 勲	新旭町藁園 (25)2848
清水 透弘	安曇川町青柳 (32)4208
清水美代子	朽木能家 (38)5004
林 俊博	勝野 (36)0358

▼知的障害者相談員 ※敬称略

氏名	住所・電話番号
高木 照代	マキノ町海津 (28)0071
駒井 正一	安曇川町北船木 (34)0658
小嶋 典子	勝野 (36)2040

問 障がい福祉課 ☎(25)8516

体罰等によらない

子育てを広げよう!

～みんなで育児を支える社会に～

令和2年4月から児童福祉法等の改正法が施行され、子どもへの体罰は法律で禁止されました。法改正を踏まえた取り組みとして、体罰禁止に関する考え方を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育てには、気力・体力をとんでも使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。

子育ての中の方はもちろん、その周囲の方、保育や教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市や児童相談所なども連携して、体罰等によらない子育てを応援し広げていきましょう。

問 子ども家庭相談課 ☎(25)8517



後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

(75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障がいのある方)

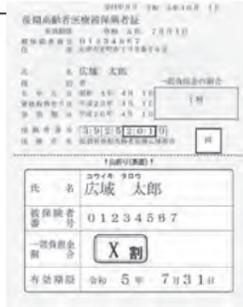


7月中に、9月30日まで使える被保険者証をお送りします

令和4年度は、10月から始まる後期高齢者医療制度の制度改正（窓口負担割合の見直し）の影響により、

▶ **8月1日から9月30日まで**使える被保険者証を交付します。

この被保険者証は、7月中に簡易書留郵便でお届けします。



薄緑色(うすあざみ色)

9月中に、10月1日から使える被保険者証をお送りします

▶ **10月1日から令和5年7月31日まで**使える被保険者証は、9月中に簡易書留郵便でお届けします。

○ 10月1日から、医療費の窓口負担割合が2割になります。^{*} ただし、一定以上の所得のある方は3割負担、住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

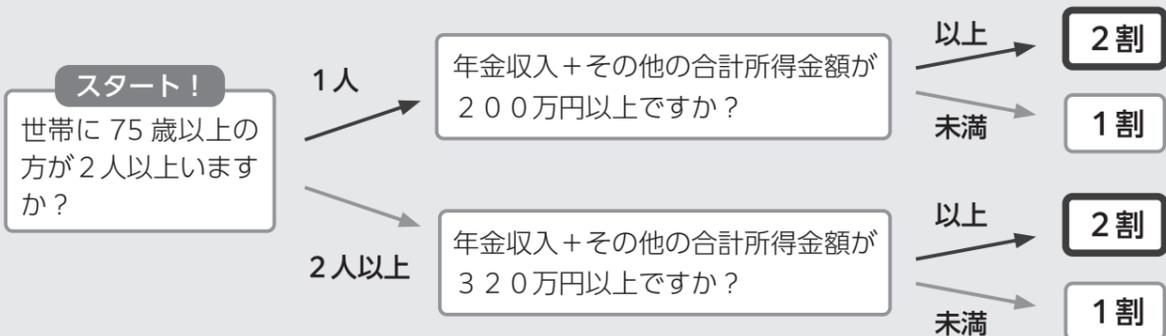
○ 10月からの負担割合は、9月中に届く保険証券面でご確認ください。



クリーム色

※窓口負担割合2割となる収入基準額は、次のとおりです。(3割負担の方を除く)

世帯内75歳以上の方のうち、課税所得額（住民税納入通知書の「課税標準額」）が28万円以上の方は、「スタート」から矢印にそってお進みください。



制度の見直しに関するお問い合わせ 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719

☎ 保険年金課 ☎(25)8137 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077(522)3013



国民健康保険加入の皆さんへ



新しい被保険者証をお送りします

8月1日(月)から使っていただく新しい国民健康保険被保険者証を7月中に世帯主へ郵送します。

現在使っている被保険者証は8月以降に、ご自身で廃棄していただくか、保険年金課または各支所窓口へ返却してください。

70歳～74歳の方の負担割合

被保険者証兼高齢受給者証には前年の所得に応じて2割、3割のいずれかの負担割合が記されています。

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯は3割負担になります。ただし、該当者の収入の合計が基準額を下回る場合は、2割負担になります。詳しくは、お問い合わせください。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(日)です。

認定証をお持ちの方には、更新に関する案内を6月下旬に郵送しましたので、保険年金課または各支所で手続きをしてください。手続きをされた方には、7月中に更新した認定証を郵送します。

☆この認定証は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。現在お持ちでない方も、入院などで支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

○持ち物

国保の被保険者証、認定証（現在お持ちの方）、本人確認書類（運転免許証等）、世帯主および対象者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの。過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことが分かる領収書（住民税非課税世帯の方のみ）、委任状（同一世帯でない方が申請される場合）

福祉医療費受給券などの更新手続きはお済みですか？

▶ 受給券の有効期限

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券および精神科通院医療費受給券の有効期限は**7月31日(日)**です。

受給券の更新は、本人または保護者からの申請が必要です。申請書の提出がない場合は、受給資格がなくなることがあります。

▶ 受給券の申請受付

現在、受給券の交付を受けている方には、**6月22日(水)**を期限として、更新手続きの案内を

送っています。まだ申請がお済みでない方は、至急申請をお願いします。

▶ 所得の申告はお済みですか？

令和4年度所得（令和3年収入分）の申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。また、令和4年1月1日現在で高島市に住民登録のない方は、前住所地で、【課税（非課税）証明書】を取得していただく必要がありますのでご注意ください。

☎ 保険年金課 ☎(25)8137